

計画の推進体制



① 子ども・子育て会議での計画の評価と点検

本計画を着実に推進するため、庁内の推進体制や市民、地域、団体等との協働体制の中で施策・事業を実施していくとともに、その進捗状況を定期的に評価・点検し、今後の事業実施に反映します。

また、計画に掲げた施策・事業の実施状況については、「子ども・子育て会議」にて進捗状況等を報告し、適切に実施されているかを評価・点検します。

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量や確保の内容等、具体的な数値目標を設定した部分については、詳細にその状況を確認し、計画と大きな乖離が見られた場合は、必要に応じて計画の見直しを行うなど、柔軟な対応を行います。



② 庁内の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援のための総合的な計画として、教育・保育をはじめ保健・医療・雇用・生活環境など、多岐の分野にわたっています。こども課を中心に、「魚津市少子化対策推進庁内会議」の中で、関係各課の施策・事業の実施状況を定期的に共有するとともに、関係各課との連携を強化し、取り組むべき課題等の共通認識を持ち、本計画を総合的・計画的に推進します。



③ 市民・地域、関係団体等との協働

本計画を実効性のあるものとしていくためには、市が本計画に基づき子育て支援施策・事業を着実に実施していくとともに、市民や企業、保育園・認定こども園・幼稚園、学校等、地域の関係団体等の協力と主体的な取り組みが必要不可欠です。

そのため、本計画の内容を市広報誌やホームページ等を通じて、積極的に周知や啓発活動を行うとともに、子ども・子育てに関わる関係機関や企業、各種団体等と連携・協力体制を強化し、本計画の取り組みを推進します。



④ 広域調整や県との連携

市を越えた広域的な教育・保育のニーズ、障がい児や要保護児童への対応等、供給体制や支援体制の整備が必要な場合は、県及び近隣市町村との連携・調整を図り、より充実した取り組みを進めます。

第2期 魚津市 子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行日/令和2年3月 発行者/魚津市
〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10-1
TEL:0765-23-1079
FAX:0765-23-1061

第2期

魚津市 子ども・子育て支援事業計画

ともに育み ともに育つ
元気な
『うおづっ子』



令和2年3月
魚津市

計画の概要



計画策定の趣旨

国では、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的充実、家庭における養育支援等を総合的に推進し、子どもを産み育てやすい社会を目指しています。

本市でも、子育てを取り巻く環境が大きく変化していることから、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に平成27年度に「魚津市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第1期計画」という。)を策定し、計画を推進してきました。

この度、第1期計画が計画期間を終えることから、計画の達成状況等を鑑み、また、現在の本市の現状を踏まえて、「第2期魚津市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定し、引き続き、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、子育て環境の充実に取り組めます。



計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度の5か年とします。
計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。



計画の基本理念

本計画では、第1期計画で掲げてきた理念を踏襲し、引き続き、「ともに育み ともに育つ 元気な“うおづっ子”」のスローガンのもと、社会全体で子育て環境をより一層充実していくことを目的としていきます。

基本理念

育てよう! 次世代を担う子どもたちの未来

支えよう! 楽しく安心して子育てできる未来

高めよう! 男女が協力して子育てする未来

スローガン

ともに育み ともに育つ
元気な“うおづっ子”



魚津市の子育ての課題



育児休業が明けたら、
職場復帰したいけど、保育園は
空いているのかな？



おじいちゃん、おばあちゃんは
遠くに住んでいるし、近所には
知り合いがいない。
子育てのことを相談できる人が
いて欲しいな。



親子で遊べる公園が無いな。
遊具も充実して欲しい。



小学生の子どもが放課後一人で
お留守番できるか心配だわ。



育児休業や短時間勤務制度を
利用して育児に参加したいな。

児童虐待やいじめ等の課題が
深刻化してるわ。地域全体で
支えることはできないのかしら。



児童福祉施設等の今後のあり方

令和2年度以降、少子化の影響により、保育事業の確保の内容と見込み量の差は増大する傾向にあります。また、小学校の規模適正化による統廃合の現状を踏まえ、本市の保育園・認定こども園・幼稚園、放課後児童クラブ等が目指す方向性とあり方を明確にし、児童福祉施設の適正配置等を検討していく必要があります。



保育園等の適正配置

少子化により、定員割れの状態が続いている保育園等の規模適正化を検討します。

- ・市立片貝保育園 → 園児数減少により閉園検討
- ・市立松倉保育園 → 園児数減少により閉園検討
- ・市立野方保育園 → 園児数減少と園舎老朽化により閉園を検討
- ・市立大町幼稚園 → 複合施設化等も視野に入れ、改築・移転新築を検討



認定こども園への移行

- ・魚津保育園(私立) → 幼保連携型認定こども園 魚津こども園
- ・魚津第二保育園(私立) → 保育所型認定こども園 魚津第二こども園
- ・上口保育園(私立) → 幼保連携型認定こども園 魚津にじいろこども園



放課後児童クラブのあり方

- ・上野方放課後児童クラブ → 条件次第でつばめ児童クラブとの統合を検討
- ・西布施放課後児童クラブ → 条件次第で閉所を検討

教育・保育事業等の見込み量と確保の内容

認定区分と提供施設

区分	年齢	対象者	利用できる施設
1号認定	3～5歳	保育の必要性のない子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	保育の必要性がある子ども	保育園・認定こども園
3号認定	0～2歳	保育の必要性がある子ども	保育園・認定こども園

教育・保育事業の見込み量と確保の内容

事業	区分	令和6年度(計画終了年度)		
		見込み量	確保量	過不足
教育事業(人)	1号・2号認定(幼稚園・認定こども園)	56	164	108
	2号認定(保育園・認定こども園)	663	752	89
保育事業(人)	3号認定(1・2歳)(保育園・認定こども園)	376	446	70
	3号認定(0歳)(保育園・認定こども園)	70	82	12

提供体制と確保の考え方

- ◆教育事業は、見込み量に対して確保の内容が過剰となっており、人口減少を加味し、こども園における提供体制の調整を検討していきます。
- ◆保育事業は、低年齢ニーズを踏まえ、受け入れ体制を整備するとともに、少子化の現状を踏まえ、適正な整備配置を実施します。

地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の内容

	令和6年度(計画終了年度)		
	見込み量	確保量	過不足
延長保育事業(人)	5,737	8,800	3,063
地域子育て支援拠点事業(人回)	6,021	8,000	1,979
放課後児童健全育成事業(人)	444	471	27
子育て短期支援事業(人日)	2	2	0
一時預かり事業(人日)	1,445	2,050	605
病児保育事業(人日)	507	645	138
ファミリー・サポート・センター事業(人日)	35	134	99
乳児家庭全戸訪問事業(人)	211	211	0
養育支援訪問事業(世帯)	32	32	0
利用者支援事業(か所)	1	1	0

提供体制と確保の考え方

- ◆ニーズに対する提供体制はできています。事業の周知・広報を積極的に行い、利用者確保に努めます。
- ◆放課後児童健全育成事業は、統合予定後の4小学校を合わせた人数となっており、一部の小学校で確保量の不足もみられることから、受け入れ体制を整備していきます。

子どもの貧困対策の充実



子どもの貧困率について

「平成28年国民生活基礎調査」によれば、子ども貧困率は平成27年時点で13.9% (7人に1人) と発表されています。



魚津市の対策は？

魚津市では、平成30年3月に「魚津市子ども・子育て支援事業計画」の追加版として「魚津市子どもの未来応援計画」を策定し施策を展開してきました。

子どもの貧困対策を進めるにあたり、5つの施策を柱として行政機関、関係機関等と連携を図りながら推進します。



魚津市における子どもの貧困対策5つの柱

1 教育の支援

学校教育による学力の保障、学校を窓口とした福祉関係機関との連携、地域による学習支援等を通じて、総合的に対策を推進し、教育の機会均等を保障するため、教育に係る経済的負担を図ります。



2 生活支援

生活全般における必要な支援を行うとともに、関係機関からの情報収集等により適切な支援につなげていきます。

3 保護者に対する就労の支援及び労働環境の充実

安定的な収入を得ることとともに、保護者が働く姿を子どもに見せることで労働の価値等を学ぶ機会となることから、保護者の就労機会を確保するための支援を行います。

4 経済的支援

生活保護費等の各種手当を支給することで、生活基盤を下支えしていき、経済的負担の軽減を図ります。

5 周知の徹底

保育園・認定こども園・幼稚園・学校等での制度パンフレット等の配布や市の広報、ホームページ等を使った周知に努め、情報が確実に市民に届く体制づくりをします。

子ども・子育て施策の推進



基本方針 ① 教育・保育環境を充実する

保育サービスを受ける低年齢児の増加や長時間利用の増加など、多様化・複雑化する保育ニーズに対応するため、民間活力も活用しながら、保育サービスの量的拡充を図るとともに、保育士等の職員の適正な配置や処遇改善にも留意しながら教育・保育の質の向上を図ります。また、産前・産後休暇、育児休業中の保護者に対する相談支援・情報提供及び子どもの受入れ体制を充実させ、安心して教育・保育サービスを利用できる環境を整備します。

施策目標

- ① 多様な保育ニーズに応じた教育・保育の提供
- ② 多様な主体による教育・保育の実施及び質の向上
- ③ 産前・産後の休暇及び育児休業後等の保育サービスの円滑な利用の支援



幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から3～5歳までの全ての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、保育園・認定こども園・幼稚園の保育料の無償化が全面実施されました。



基本方針 ② 子育てを支える地域をつくる

身近な地域で安心して子育てができるよう、地域における子育てサービスの充実とボランティア活動を推進します。また、地域の全ての子ども・家庭の相談に対する子ども支援の専門性をもった機関・体制を整備し、地域ぐるみで子育て支援のネットワークづくりを進め、地域全体で子育てを支援する環境をつくります。

施策目標

- ① 地域における子育て支援の充実
- ② 子育て支援のネットワーク
- ③ ボランティア活動の推進



基本方針 ③ 母と子の健康を支える

全ての子どもが健やかに成長していけるように、妊娠・出産・育児期それぞれのライフステージに応じた情報提供、保健指導、相談、支援等といった母子保健施策や関係機関・団体との連携を強化し乳児家庭等への訪問を行い、母子の健康水準の向上に取り組みます。また、子どもの安全・安心の確保のため、小児医療の充実に取り組みます。

なお、基本方針3では、各施策目標を本市の母子保健計画に位置づけ、母子保健の推進に取り組みます。

施策目標

- ① 母子保健サービスの充実
- ② 小児医療の充実



基本方針 ④ 子どもの生きる力を育む

保護者が教育・保育について学ぶ機会を創出し、家庭での子育てが適切で円滑に進めていけるよう、また、地域においても子どもの成長を適切に支えていけるよう、家庭・地域の教育力向上のための取り組みを進めます。

また、子どもの健康・体力の増進とともに、子どもの自主性や社会性、創造性を育むために、スポーツを楽しむ場、子ども同士で遊べる場、異世代と交流できる場を提供し、子どもの心と体の健全な成長を促進します。

施策目標

- ① 家庭や地域の教育力の向上
- ② 子どもの心と体の健全育成



基本方針 ⑤ 子育てと仕事の両立を支える

柔軟な働き方の導入や男性の育児休業の取得推進など、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の整備を推進するとともに、女性が出産後も安心して子育てと仕事を両立できる支援サービスの充実を図ります。また、共働き家庭の児童等を含め全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、放課後児童対策の取り組みを推進します。

施策目標

- ① 雇用環境の整備及び啓発
- ② 家庭での子育て協力体制の構築
- ③ 子育てと仕事の両立を支えるサービスの充実
- ④ 放課後児童支援施策の充実



新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブについて待機児童解消を目指し、令和4年度末までに合計約30万人分の受け皿を整備することとされています。

また、小学校区で放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的にまた連携して実施し、小学校内で一体型として実施することを目指しています。



基本方針 ⑥ 全ての親子の権利を守る

全ての子どもが、心身ともに健康に、未来に向けて成長する権利が保障されるよう、市民に向けた啓発活動を進めます。

近年、深刻化している児童虐待においては、関係機関との連携強化や地域における協力体制の構築を図り、虐待防止及び早期発見につなげるとともに、支援体制の充実を図ります。

特別な支援が必要な子どもに対しては、状況に即した支援が行われるように、支援サービスの充実と支援体制の強化を図ります。

施策目標

- ① 子どもの権利の確保
- ② 児童虐待防止対策の充実
- ③ 子どもの貧困対策の充実
- ④ 障がい児施策の充実